瀬戸町観光文化協会規約

（名称）

第１条　本会は、瀬戸町観光文化協会と称する。

（目的）

第２条　本会は、魅力ある瀬戸町のまちづくりに寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 観光文化資源の活用と発掘を行い、観光客の誘致、宣伝を推進する。
2. 観光客の受け入れ体制の整備と人材の育成を図る。
3. 文化意識の向上を図るため、諸施策の実施と関係団体への支援を行う。その他、目的を達成するために必要な事業を行う。

（事務所）

第４条　本会の事務所は、会長宅に置く。

（会員及び会費）

第５条　本会の会員は、次の団体、企業の代表者及び個人をもって構成する。

（１）千種学区、江西学区の町内会長

（２）瀬戸町内の企業、団体の代表者

（３）観光及び文化に関心のある個人

２　本会の会員は、別表に定める会費を納入するものとする。

（役員）

第６条　本会に次の役員を置く。

1. 会長　　　　　１名
2. 副会長　　　　３名
3. 理事　　　　若干名
4. 監事　　　　　２名

（役員の選任）

第７条　理事、監事は総会において選任し、会長、副会長は理事の互選とする。

（役員の任務）

第８条　本会の役員の任務は、次のとおりとする。

（１）会長は、本会を代表して会務を総括し会議の議長となる。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその任務を代行する。

（３）理事は、会の運営に関する事項を審議し会務を処理する。

（４）監事は、本会の会計事務を監査する。

（役員の任期）

第９条　本会の役員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、その前任者の残任期間とする。

３　役員任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

（顧問）

第１０条　本会に顧問を置くことができる。

２　顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

（会議）

第１１条　本会の会議は、総会、理事会及び委員会とし会長が招集する。

(総会)

第１２条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

２　通常総会は、毎年１回、会計年度終了後すみやかに開催する。

３　臨時総会は、会長が必要と認めた時に開催する。

（総会の付議事項）

第１３条　総会に次の事項を付議する。

（１）規約の変更に関すること

（２）事業計画及び収支予算に関すること

（３）事業報告及び収支決算に関すること

（４）その他必要と認められる事項

（総会の議決）

第１４条　総会の議事は会員の２分の１以上が出席し、その過半数をもって決するものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。

（代理人の届出）

第１５条　会員は、代理権を証する書面（委任状）を届出ることにより代理人をもって議決権を行使することができる。

（理事会）

第１６条　理事会は、会長、副会長及び理事で構成し、会長が必要と認めた時随時開催する。

（理事会の審議事項）

第１７条　理事会は、次の事項を審議する。

1. 会務の執行に関する事項
2. 総会に付議すべき事項
3. 総会を開催するいとまのない緊急事項
4. その他本会の運営に関する事項

（理事会の議決）

第１８条　理事会の議事は、構成員の２分の１以上が出席し、その過半数をもって決するものとし、可否同数のときは議長がこれを決する。

(委員会)

第１９条　第3条に掲げる事業の遂行上必要と認めた場合、理事会に委員会を置くことができる。

２　委員会の委員は、会長が選任する。

(事務局）

第２０条　本会の事務を処理するために事務局を置き、事務局長は、会長が理事の中から委嘱する。

（経費）

第２１条　本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

（会計年度）

第２２条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（その他）

第２３条　この規約に規定していない事項については、別に定める。

附則

１　この規約は、平成２５年４月１日から施行する。

２　この規約は、平成２６年４月1日から施行する。

別表　（第５条第２項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 会　　　　員 | 会　　　　費 |
| 町内会 | 年額一口３，０００円以上 |
| 企業、団体 | 年額一口５，０００円以上 |
| 観光及び文化に関心のある個人 | 年額一口１，０００円以上 |